

## ★研修管理システム 研修評価の流れ 【実施責任者/専門研修施設】

※機構専攻医研修管理システム（以下 研修管理システム）の利用には、日本集中治療医学会への会員登録が必須となります。評価者（統括責任者・実施責任者・指導医）の先生も、評価にあたって学会会員管理システムから「研修管理システム」にアクセスする必要があります。会員であるのにアクセスできないなどありましたら学会事務局（[sys\\_icu\\_training@jsicm.org](mailto:sys_icu_training@jsicm.org)）にご連絡ください。

### I. 実施責任者の登録情報について

#### （1）実施責任者の登録

専門研修施設では研修管理システムへの実施責任者としての登録・削除は、施設の統括責任者が行います。そのため実施責任者として登録・変更を希望される際は施設（病院）の統括責任者へご相談ください。

異動・退職の際には、統括責任者より状態を「異動済み」もしくは「削除」に変更いただきます。「異動済み」の状態では、研修管理システムへのログイン、専攻医・指導医から申請済み症例の対応が可能です。「削除」に変更されると、研修管理システムへのログインが不可となり、専攻医・指導医からの申請に対する評価ができなくなります。

実施責任者が施設を異動・退職された後に未対応となっている症例は、施設の統括責任者、後任の実施責任者での対応をお願いいたします。

#### （2）メール配信

研修管理システムからの通知メールは、会員管理システムに登録いただいているメールアドレス宛に配信されます。

※会員管理システムに登録されたメールアドレスとの使い分けが必要な方は、「登録情報の確認・変更」画面から、研修管理システム用のメールアドレスの登録をお願いいたします。なお、研修管理システムからの通知メールの宛先として設定できるメールアドレスは1つのみです。

### II. 研修管理システムへの施設内指導医登録について

#### （1）指導医登録

専門研修施設において、評価者は指導医の要件を満たしている必要があります。

所属する専門医が以下2点のいずれかの要件を満たしていることを確認し、指導医として登録してください。

- ①集中治療科専門医取得後、最低1度の更新を経た者
- ②集中治療室で5年以上の診療経験があり、集中治療科専門医取得後3年以上経た者

実施責任者、もしくは統括責任者が指導医を登録することで、指導医は研修管理システムへログインが可能となります。

実施責任者は研修管理システムログイン後、自身への指導医権限の追加、自施設の指導医の登録・削除が行えます。

- ① 実施責任者メニュー内の「指導医管理」を選択
- ② 指導医をリストに追加する場合は、「候補者選択」をクリックし、医療機関コード、氏名、氏名（カナ）から検索し、該当の指導医を選択して「登録」を行ってください。

※専門研修施設では、指導医は指導医要件を満たしている必要がありますので、必ず「資格取得後3年以上経過」欄に「○」がついている方を選択ください

- ③ 登録された指導医の状態変更（指導医の権限付与、異動登録、削除）を行う場合は、「役割付与」をクリックし、役割編集画面内で編集を行い、「登録」を行ってください。  
※状態を「削除」に変更すると専攻医が症例を登録する際に、削除された指導医宛に評価を依頼することができなくなり、指導医自身も研修管理システムへのログインができなくなります。

※自身に指導医の権限を付与する場合も、同画面からご対応ください。

検索画面で指導医が表示されないなどありましたら、学会事務局([sys\\_icu\\_training@jsicm.org](mailto:sys_icu_training@jsicm.org))にご連絡ください。

### Ⅲ. 登録専攻医の症例レポートおよび経験症例の登録・承認について

#### (1) 所属専攻医一覧

自施設に所属する専攻医は、実施責任者画面のトップページの「所属専攻医一覧」から確認できます。

#### (2) 専攻医の症例の登録について

専攻医が症例レポートおよび経験症例の登録を行う際に、同時に評価を依頼する指導医を指名します。実際に専攻医がその症例を取り扱った際に指導的立場であった指導医が指名されます。指導医が「承認」した後、実施責任者に評価依頼が移ります。実施責任者は、承認を行う指導医が選択します。評価依頼を受け取った実施責任者は、以下の点に注意して「承認」もしくは「差戻し」を行なってください。

- 1) 専攻医が研修開始日以降に、指導医の指導の元で処置をした症例、受持った症例が登録対象です。

※施設の異動による在籍空白期間、休止申請期間は研修期間外となりますので、その期間に処置をした症例、受持った症例の登録は不可となります。

- 2) 症例登録の際に、専攻医は施設で設定された患者 ID を登録します。  
患者 ID は個人情報保護のため、研修管理システムへ登録の際に暗号化しておりますので、対象患者の確認が必要な場合は、申請者である専攻医本人へ直接確認してください。
- 3) 「症例レポート」の病歴は、以下の 5 項目が含まれており、専攻医自身が中心となって対応を行った旨がわかる内容での入力されていることをご確認ください。
- ① 重症と判断し、ICU に入室した旨を記載している。※重症度評価を記載
  - ② 適切な検査を行なっていることを記載している。
  - ③ 適切な治療を行いその経過を記載している。
  - ④ 多職種連携の観点からの診療過程を記載している。
  - ⑤ 総括を記載している。
- 4) 原則として一症例に対して一人の専攻医が受け持つことを想定しております。したがって、一症例に対して「症例レポート」を作成できるのは 1 名 1 件のみとしています。あわせて、一症例について、「経験症例」としての登録は最大 3 項目までが可能です。

「経験症例」は、項目の種類として「手技」と「病態」がございます。こちらの区別については、「集中治療科専門研修カリキュラム」をご参照ください。

「症例レポート」を登録した症例について「経験症例」も登録する場合、「病態」については登録不可となります。「手技」の経験症例のみ 3 項目まで登録が可能です。

「経験症例」のみを登録する場合、「病態」に該当する項目は一症例に対して最大 1 項目までの登録となり、同症例での「病態」に該当する他の項目の登録は不可としています。「手技」に該当する項目のみの登録であれば、一症例について 3 項目の登録が可能です。一症例について「病態」と「手技」を合わせて登録する場合、「病態」を 1 項目、「手技」を 2 項目とした、合計 3 項目の登録が可能です。

- 5) 登録した症例が、既に登録された症例と重複がある場合や、上記 4) にて登録不可となるパターンでの登録を行った場合、重複アラートが表示されます。実施責任者にて、重複症例の承認可否の判断をお願いいたします。  
仮に重複した症例であっても、実際にその症例で処置を行っている場合には、上記 4) の要件の範囲内で問題がなければ、承認いただけます。
- 6) 症例レポートと経験症例の記載内容に問題がなければ、「承認」としてください。承認された登録内容は統括責任者へ報告されます。  
何らかの問題があれば、「差戻し」としてください。差戻しは、すでに承認した「指導医」へ戻されます。その際、コメント欄に必ず差戻しを行う理由を記載してください。指導医から専攻医へ差戻しが行われる場合には、記載したコメントが残ります。

7) 統括責任者による最終承認作業まで終えている症例を削除・変更するには、学会事務局にて操作が必要になりますので学会事務局 ([sys\\_icu\\_training@jsicm.org](mailto:sys_icu_training@jsicm.org)) までご連絡ください。

#### (3) 他施設の専攻医からの経験症例の評価依頼

専攻医は、所属する研修施設での経験だけでなく、他の専門研修施設、研修協力施設での「経験症例」について、登録が可能です。

専攻医が他施設での経験症例を登録した場合、その施設の指導医・実施責任者・統括責任者まで承認された後、専攻医が所属する施設の統括責任者に最終承認の依頼が届きます。

そのため他施設の専攻医から、実施責任者が所属する施設で経験した症例の承認依頼が届くことがあります。他施設の専攻医は、トップページの「所属専攻医一覧」に表示されないため、承認もれがないようご注意ください。

※承認依頼がある旨、トップページのタスク欄へ表示されますので、実施責任者メニュー内の「評価依頼一覧」から対象を選択し、対応ください。

#### (4) 施設を異動した専攻医からの評価依頼

症例レポートは、専攻医が所属する研修施設での症例のみ登録が可能です。

専攻医が施設を異動した場合は、専攻医が異動前の施設に所属していた期間の症例レポート・経験症例については異動前の施設の指導医・実施責任者・統括責任者で承認された後、専攻医が現在所属する施設の統括責任者に最終承認の依頼が届きます。

### IV. 施設の異動について

#### (1) 実施責任者の異動

実施責任者が施設を異動する際には、異動日までに評価依頼が届いている症例の承認を終わらせるようにしてください。異動に際して、実施責任者から異動の申請などは不要です。施設の統括責任者が、在籍状況のステータス変更を行います。

異動先施設でも本カリキュラムの実施責任者を受け持つ場合は、異動前施設での実施責任者としての在籍状況を「異動済み」もしくは「削除」へ変更いただいた上で、施設の統括責任者へ、その施設の実施責任者としての登録を依頼してください。

#### ★その他の機能について

- ・専攻医の症例登録以外の研修要件の管理、360度評価についても、システム内での管理を予定しております。

実装次第、ご案内を追加いたします。(9月以降の実装を予定しております)